

平塚市立金田小学校

# いじめ防止基本方針



令和6年3月改定

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 本校のいじめに対する基本的な考え方

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

### 基本的な認識

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与え、生命または身体に大きな損傷を与えるおそれがあるものです。

本校では、「いじめは、どこの学校でも、どこの学級でも、どの児童にでも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての児童がいじめを行わず、安全で安心して学校生活を過ごせるよう、他の児童に対して行われているいじめを認識しながら見て見ぬふりをすることがなく、意欲的に多くの活動に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に發揮し、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、いじめの防止等のための対策を行います。

### いじめの禁止

すべての児童は、いじめを絶対に行ってはいけません。

### 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が学校や学級の一員として、他の児童から認められ学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域・関係機関とも連携をしながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。いじめが疑われるような場合は、学校全体で適切に、迅速に対処し、解決を図り再発の防止に努めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ・学級活動の中で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進します。
- ・「分かる授業できる学習」を実践し、児童一人一人が充実感や満足感が持てる授業の実践に努めます。
- ・すべての教育活動において人権・道徳教育を実践し、一人一人の良さや違いを認め合える、人権尊重の精神や思いやりの心を育てます。
- ・児童が、自分の長所や短所、得意なことや自慢できるものなどを実感できるようにすることを通して、自己肯定感・自己有用感を高めます。
- ・本校の教育目標にある「支え合い」を実現するために、学校での活動全体を通して、みんなで協力したり、協調したりすることを学び、人との関わり方を身に付けさせます。

- ・スクールカウンセラーと関わる時間を設定するなど、教育相談の充実に努めます。
- ・学級集団、人間関係、学級の成果と課題、教員の見取りなどについて、事故防止会議や人権研修など年複数回の職員研修を実施し、共通理解を図ります。
- ・幼稚園や保育園との情報交換や交流を通して、友人関係等の情報を整理します。
- ・すべての児童の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

#### ( 2 ) いじめの早期発見のための取組

- ・「学校生活アンケート」を年間2回(7月・11月)実施し、いじめの早期発見に役立てます。実施後、必要に応じていじめ防止等対策会議を開き、情報の共有を行います。必要に応じチームを立ち上げ対応にあたります。
- ・いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを積極的に認知できるよう努めます。
- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑で有用な連携ができるように努めます。特に保護者からの相談には、迅速に面談や家庭訪問することにより対応します。
- ・相談、発見、通報のあった事案には「いじめ防止等対策会議」を通して情報共有に努めます。
- ・月に1回、「児童指導部会」を開き、支援が必要な児童の情報共有を行います。必要であれば、支援教育部と連携を取り、対応にあたります。
- ・いじめに関するアンケートは、当該児童が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後5年間保存します。

#### ( 3 ) いじめへの早期対応

- ・いじめを見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認をします。なお、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として校長が判断をして行います。
- ・出席停止となった児童に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

#### ( 4 ) インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止に努めます。特に児童が日常的に利用するコンテンツであるオンラインゲームやSNSについて、保護者と連携を取りながら支援する体制を整えます。また、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。

### **3 「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止会議）」の設置**

いじめの防止・早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長のリーダーシップのもとに「いじめさせない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組む必要性があります。そこで、毎月の児童指導部会に加え、「いじめ防止等対策会議」を設置し、学期に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・発見・通報があった場合には、会議を緊急開催します。なお、相談・通報を受けた教職員は、一人で抱え込みず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに本組織に報告します。

#### **(1)「いじめ防止等対策会議」の組織の構成**

校長、教頭、当該総括教諭、養護教諭、児童指導担当教諭、教育相談コーディネーター、当該学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラー、その他関係者

#### **(2)活動内容**

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめと疑われる相談・発見・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討、決定
- ・いじめ事案への報告

### **4 重大事態への対処**

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

#### **(1)「緊急調査チーム」の構成**

「いじめ防止等対策会議」のメンバーの他、平塚市教育委員会、こども家庭課、平塚児童相談所、平塚警察署、主任児童委員など当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えます。

#### **(2)活動内容**

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果を報告

### **5 その他**

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の項目を学校評価項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること